

○内閣府告示第百六十七号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）の一部を次のように改正することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

令和三年十二月二十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

〔第一段落・第二段落 略〕

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第七條第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一條第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

〔第四段落 略〕

目次

〔第一・第二 略〕

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

〔一・二 略〕

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔1・2 略〕

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

〔四〇六 略〕

改正前

〔第一段落・第二段落 同上〕

特に、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育（法第十四條第一項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。）及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画（法第六十一條第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）を、都道府県は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（法第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）を定めることとされている。

〔第四段落 同上〕

目次

〔第一・第二 同上〕

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

〔一・二 同上〕

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔1・2 同上〕

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

〔四〇六 同上〕

〔第四〕第六 略

〔別表第一〕別表第七 略

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 〔略〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔略〕

1 〔略〕

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 〔略〕

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落〕第三段落 略

また、市町村は、「子育て安心プラン」（平成二十九年六月二日公表）及び「新子育て安心プラン」（令和二年十月二十一日公表）を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

〔第五段落〕第十段落 略

〔ア〕ウ 略

(2) 〔略〕

〔3〕5 略

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

〔第四〕第六 同上

〔別表第一〕別表第七 同上

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 〔同上〕

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

〔同上〕

1 〔同上〕

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 〔同上〕

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〔第一段落〕第三段落 同上

また、市町村は、「子育て安心プラン」（平成二十九年六月二日公表）を踏まえ、必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを旨とし、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

〔第五段落〕第十段落 同上

〔ア〕ウ 同上

(2) 〔同上〕

〔3〕5 同上

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

「略」

「153 略」

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

(一) 関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、一の事業者が複数の事業を行い総合的な支援を実施している場合だけでなく、各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合が考えられるが、特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談所等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することがで

「同上」

「153 同上」

「規定を加える。」

きるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

- (1) 利用者支援事業 専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業 保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしつかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業 地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、巡回等による見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

〔四〇六 略〕

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

〔四〇六 同上〕

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

備考 表中の「」の記載は注記である。

事項	内容
「一〇四 略」 四の二 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項	関係機関の連携会議の開催等及び関係機関の連携を推進する取組の促進について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

事項	内容
「一〇四 同上」 「項を加える。」 「五〇七 略」	「五〇七 同上」

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。